

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	日本精線株式会社
【英訳名】	Nippon Seisen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新貝 元
【本店の所在の場所】	大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号
【電話番号】	大阪 6 2 2 2 局 5 4 3 1 番 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 加藤 泰資
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号
【電話番号】	大阪 6 2 2 2 局 5 4 3 1 番 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 加藤 泰資
【縦覧に供する場所】	日本精線株式会社東京支店 (東京都中央区京橋一丁目1番5号 セントラルビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注)東京支店は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため 縦覧に供している。

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第87期（平成29年3月期）定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円50銭

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日をもって当社株式5株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

平成29年10月1日をもって単元株式数を100株へ変更し、発行可能株式総数を25,000,000株へ変更する。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、新貝 元、川端泰司、秋田康明、花井 健、関 公彦、滝沢正明、石濱辰哉の7氏を選任する。

なお、花井 健氏と滝沢正明氏は社外取締役として選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、笹山真一氏を選任する。

なお、笹山真一氏は社外監査役として選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役の補欠として、木幡 武氏を選任する。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役近藤龍夫氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役野中章男氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議に一任する。

第9号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち常勤取締役4名に対し、総額30,000千円の役員賞与を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	24,222	151	0	(注)1	可決 97.62%
第2号議案	22,548	1,825	0	(注)2	可決 90.88%
第3号議案	21,276	3,097	0	(注)2	可決 85.75%
第4号議案				(注)3	
新貝 元	22,090	2,283	0		可決 89.03%
川端 泰司	24,201	172	0		可決 97.54%
秋田 康明	24,201	172	0		可決 97.54%
花井 健	23,909	464	0		可決 96.36%
関 公彦	24,217	156	0		可決 97.60%
滝沢 正明	23,859	514	0		可決 96.16%
石濱 辰哉	24,198	175	0		可決 97.53%
第5号議案	22,185	2,188	0	(注)3	可決 89.41%
第6号議案	21,039	3,334	0	(注)3	可決 84.80%
第7号議案	22,478	1,895	0	(注)1	可決 90.60%
第8号議案	19,007	5,366	0	(注)1	可決 76.61%
第9号議案	24,286	87	0	(注)1	可決 97.88%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上